



薬局従事者の賃金改善について

当薬局では、厚生労働省が定める施設基準に基づき、「調剤ベースアップ評価料」を算定しております。

この評価料は、薬局で働く医療従事者（薬剤師・事務職員等）の適切な賃金改善（ベースアップ）を実施し、質の高い医療提供体制を維持することを目的として導入されたものです。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。